

平成 30 年度 住民監査請求

「長泉町火葬場整備に係る審議及びこれらに要した分担金支出の件」

受付年月日：平成 31 年 1 月 22 日

結果通知日：平成 31 年 3 月 13 日

◆請求の要旨

- 1 本件事業に関わる業務を即時停止し、改めて民意の集約を図り、長泉町の将来に対し誇れるような本件業務の内容とし、費用対効果及び完成までのプロセス（事業計画）を明確にして早期推進を図ること。
- 2 裾野市は当初、単独施行も選択肢として基本調査を実施しているが、裾野市への影響を及ぼす問題や損失を最大限回避すること。
- 3 前町長及び現町長（前副町長）に起因する損失は、それぞれが損出に係る金額を長泉町に補填すること。

◆請求要件審理結果

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

本件請求は、要件審理の結果、

1. 「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある」という事実、又は「違法若しくは不当な公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」の主張が無い。
2. 施設の老朽化が進む長泉町火葬場の新施設建設を推進する中で、裾野市との共同広域事業への施策については、住民監査請求の対象ではない。

以上のことから、これを却下する。